

令和元年9月7日 成育基本法推進全国大会

成育基本法の**成立**と 関連する**諸施策**について



参議院議員・小児科専門医

成育基本法推進議員連盟事務局長

自見はなこ

本日お話する内容

- ①「成育基本法」成立のご報告
- ②CDR（チャイルド デス レビュー）について
- ③性に関する教育の充実、オンライン診療の適切な運用について
- ④難聴対策推進議員連盟について
- ⑤ワクチン勉強会について
- ⑥液体ミルク「赤ちゃん防災プロジェクト」について
- ⑦「児童の養護と明るい未来を考える議員連盟」等

「成育基本法」の経緯

- 平成18年3月 日本医師会・乳幼児保健検討委員会 答申
- 平成20年1月 日本医師会・小児保健法検討委員会 答申
- 平成24年8月 日本医師会・周産期・乳幼児保健検討委員会
- ①生命・健康教育
- ②子育て環境の支援体制の構築
- ③母子健康健診と保健指導の充実
- ④周産期医療体制の充実
- ⑤養育者を育児への参画を支援する体制の充実
- ⑥国際標準を満たす予防接種の充実
- ⑦妊娠・出産・子育てへの継続支援のための拠点整備及び連携



▲平成30年12月 超党派「成育医療等基本法成立に向けた議員連盟」総会

超党派「成育基本法推進議員連盟」

趣旨

- 妊娠期におけるサポートに始まり、小児期，思春期を経て次世代を育成する成人期までの成育過程において、日本の子ども一人一人の健やかな発育を目指すため、個別の医療のほか、公衆衛生学的な視点や、教育や福祉などとの連携も含んだ上での、妊娠期から切れ間なく続く子どもたちの成長を、養育者を含めて社会全体でサポートする環境の整備が必要。成育過程にある者及びその養育者や関係者のために必要とされる諸事業を一層推進するための基本法（理念法）として、「成育医療等基本法」の制定を目指してきた。（第197臨時国会にて、法案成立）

これまでの経過

第1回(5/22): 設立総会

第2回～第5回(6/12～9/26): 「妊娠期からの切れ目のない支援」等をテーマに、虐待防止、予期せぬ妊娠へのサポート、低体重児予防などについて、専門家からのヒアリングを実施。

第6回(10/9): 専門家ヒアリングに加え、法案骨子案(原案)を提示

第7回(10/30): 骨子案議論、役員会一任を了承

役員会(11/7): 骨子案了承、今後のスケジュール確認

◎法案成立(12/8)◎

第8回(12/17): 法案成立のご報告・議連の名称変更など(予定)

議員連盟役員(一部)

会長 河村建夫

会長代行 羽生田たかし ほか

幹事長 秋野公造(公明)

事務局長 自見はなこ



今後の流れ

- 引き続き、成育医療等協議会の設置や、閣議決定事項である基本方針について、超党派でフォローアップを行っていく。

法案の主な項目

- 目的： 成育医療等の施策の切れ目のない推進など
- 定義： 「成育過程」等
- 基本理念： 個人としての尊厳の尊重/科学的知見の必要性など
- 国・地方自治体・保護者・医療関係者等の責務
- 法制上・財政上の措置
- 成育医療等基本方針
- 基本的施策： 小児医療等の支援、環境整備、普及啓発など



(自見はなこ事務所作成)

成育医療等基本法 超党派議連設立 平成30年5月22日



参议院厚生労働委員会 平成30年11月15日



自民党厚生労働部会 法案審査 平成30年11月16日



平成30年12月8日未明 成育基本法可決・成立



成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案によって実現を目指す政策群

従来の主な政策

児童福祉法

- 適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を基本原理として規定（H28年改正）
- 障害児や社会的養育を必要とする児童への支援を含めた、基本的な児童福祉施設や事業
- 支援を要する妊婦等を把握した医療機関の市町村への情報提供（H28年改正）

母子保健法

- 母性及び乳幼児の健康の保持・増進を図るための、健診、保健指導等の基本的な母子保健事業
- 母子保健に関する施策が児童虐待の発生予防、早期発見に資することに留意（H28年改正）
- 市町村は、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の設置に努める（H28年改正）

健やか親子21

- 母子保健分野の国民運動
- 地域間での健康格差や、個人や家庭状況の違い等の多様性を認識した母子保健サービスの展開等を目標に10年後に達成すべき指標を設定して関連の取組みを推進

児童虐待防止法

- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対する、市町村又は児童相談所等への通告義務
- 児童虐待を受けた者の教育の改善・充実、自立支援のための施策の実施

基本法としての規定・役割

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、妊娠期からの切れ目のない支援を受けながら、その心身の健やかな成育の確保を行うため、従来の主な政策、今後期待される政策を連携させ、理念をもって包括的な前進を期するため、以下の項目を規定。

施策間の連携促進

- 国、地方公共団体、保護者、医療その他の関係者の責務：子どもの健やかな成育、妊産婦の健康の保持・増進への寄与など
- 法制/財政上の措置等
- 基本的施策
 - 成育過程にある者・妊産婦の医療に関する支援
 - 成育過程にある者・妊産婦の保健に関する支援
 - 成育過程における心身の健康等に関する教育・普及啓発
 - 予防接種等に関する記録の収集等の体制整備
 - 成育過程にある者の死亡の原因に関する記録の収集等に関する体制整備
 - 成育過程の各段階への切れ目のない支援の提供、施策相互間の連携など
- 成育医療等基本方針の策定（閣議決定・公表・最低6年ごとの見直し）と評価・公表

理念法による後押し

今後期待される政策

普及・啓発促進強化

- 心身の健康に関する教育の充実
- 科学的知見に基づく愛着形成の促進
- 子育ての孤立を防ぐ母親以外の養育者の育児参画
- 母子健康手帳の国際的な普及

医療・保健支援強化

- 妊産婦のメンタルヘルスに関する支援
- 周産期母子健診事業・保健指導の充実
- 子育て世代包括支援センターの充実
- 新生児難聴や医療的ケア児への支援
- 思春期の医療・保健に関する支援

就学前後の切れ目のない健康増進体制支援強化

- （乳幼児期・学童期の）就学前後の切れ目のない健康増進支援体制強化
- 乳幼児健診、学校健診、予防接種等に関する記録の収集、管理、活用等

「防げる死」を防ぐ体制整備と支援強化

- 児童虐待の発生予防・早期発見の促進
- 成育過程にある者の死亡の原因に関する記録の収集、管理、活用等の体制整備

（検討事項）

- 総合的に推進するための行政組織等の在り方

（自見はなこ事務所作成:平成30年10月9日時点）

成育基本法（略称）について

公布日：平成30年12月14日

名称

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

- 定義
- 基本理念
- 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
- 関係者相互の連携及び協力
- 法制上の措置等
- 施策の実施の状況の公表
- 成育医療等基本方針の策定（閣議決定・公表・最低6年ごとの見直し）と評価
- 基本的施策：
 - 成育過程にある者・妊産婦に対する医療／成育過程にある者等に対する保健／教育及び普及啓発／記録の収集等に関する体制の整備等／調査研究
- 成育医療等協議会の設置

施行日

公布から一年以内の政令で定める日

成育基本法の構成

• 第一 総則

- 一、目的
- 二、定義
- 三、基本理念
- 四、国の責務
- 五、地方公共団体の責務
- 六、保護者の責務等
- 七、医療関係者の責務
- 八、法制上の措置等

▶ 第二 成育医療等基本方針等

- 一、成育医療等基本方針
- 二、医療計画などに記載
- 三、評価と公表

▶ 第三 基本的施策

- 一、妊産婦及び乳幼児の医療及び保健に関する支援
- 二、小児医療に関する支援
- 三、小児保健に関する支援
- 四、成育過程における健康に関する教育及び普及啓発
- 五、予防接種等に関する記録の収集等に関する体制の整備
- 六、死因に関する記録の収集等に関する体制整備
- 七、調査研究
- 八、施策相互間の連携

▶ 第四 成育医療等協議会等

- 一、成育医療等協議会の設置
- 二、協議会の組織及び運営

▶ 第五 施行期日等

CDR（子どもの死因究明）に向けた取り組み

2017年 平成29年 12月27日(水) 12版 A 33頁 2

Child Death Review 「子どもの死に記録・検証制度」

CDR(Child Death Review)のイメージ
子どもの死
事故 自殺 虐待 不祥……

警察・検察 消防機関 保健所 医師会
自治体・保健所 消防機関 学校
自治体・保健所 消防機関 学校

原因分析 現場で試み

子どもの死の現場で、原因分析を試みる。現場で試みることで、原因分析の精度が上がる。現場で試みることで、原因分析の精度が上がる。現場で試みることで、原因分析の精度が上がる。

悲劇防ぐ仕組み 考えるとき

「子どもの死 不祥のままでいいの？」
子どもの死は、不祥のままでいいの？ 子どもの死は、不祥のままでいいの？ 子どもの死は、不祥のままでいいの？

幼稚園なら文科省 保育施設なら厚労省 公園なら国交省… 縦割り 鈍い国

縦割り 鈍い国
縦割り 鈍い国
縦割り 鈍い国

ひと
レモネードで凍上指の児童労働を減らす
ビビアン・ハーさん (16)

ひと
レモネードで凍上指の児童労働を減らす
ビビアン・ハーさん (16)



若年者の出産数、中絶数と中絶選択率 (2016年度全国)

厚生労働省平成28年度衛生行政報告例 と 平成28年人口動態調査 より作図

年齢(歳)	出産数A	中絶数B	中絶選択率 B/(A+B) %
<15	* 46	220	83%
15	* 143	619	81%
16	* 570	1,452	72%
17	* 1,437	2,517	64%
18	2,897	3,747	56%
19	6,002	6,111	50%
<20	11,095	14,666	57%
20-24	82,169	38,561	32%
全年齢	976,978	168,015	15%

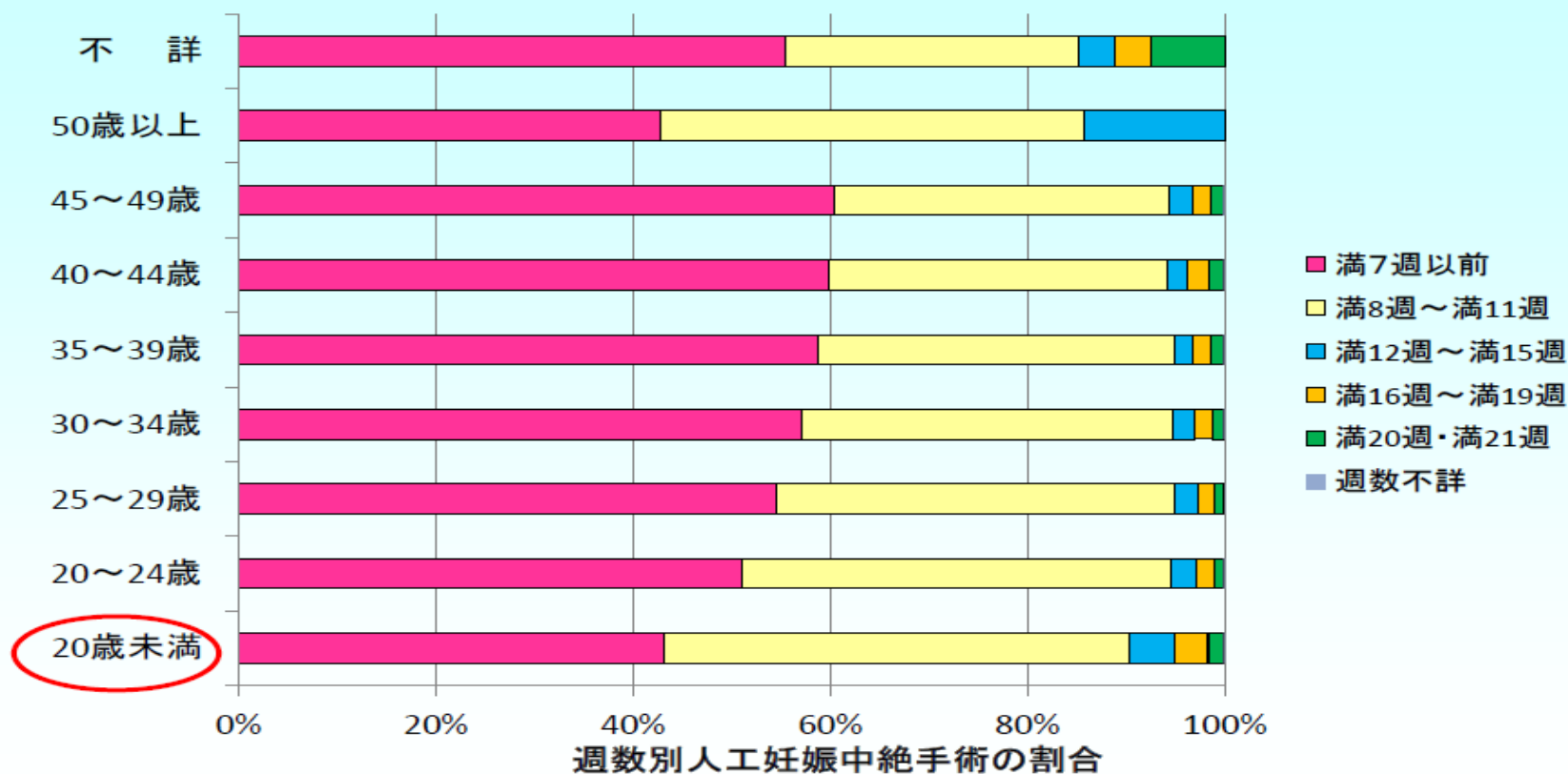
● 13歳未満中絶 12名
性交同意年齢は13歳

* 14歳以下:1名は第二子出産
15歳: 3名は第二子出産
16歳: 12名は第二子出産
17歳: 74名が第二子、4名が第三子出産



平成30年9月26日超党派「成育医療等基本法成立に向けた議員連盟」 第5回総会
日本産婦人科医会常務理事 安達知子先生講演資料より

年齢階級別人工妊娠中絶週数の比較（2016年度）



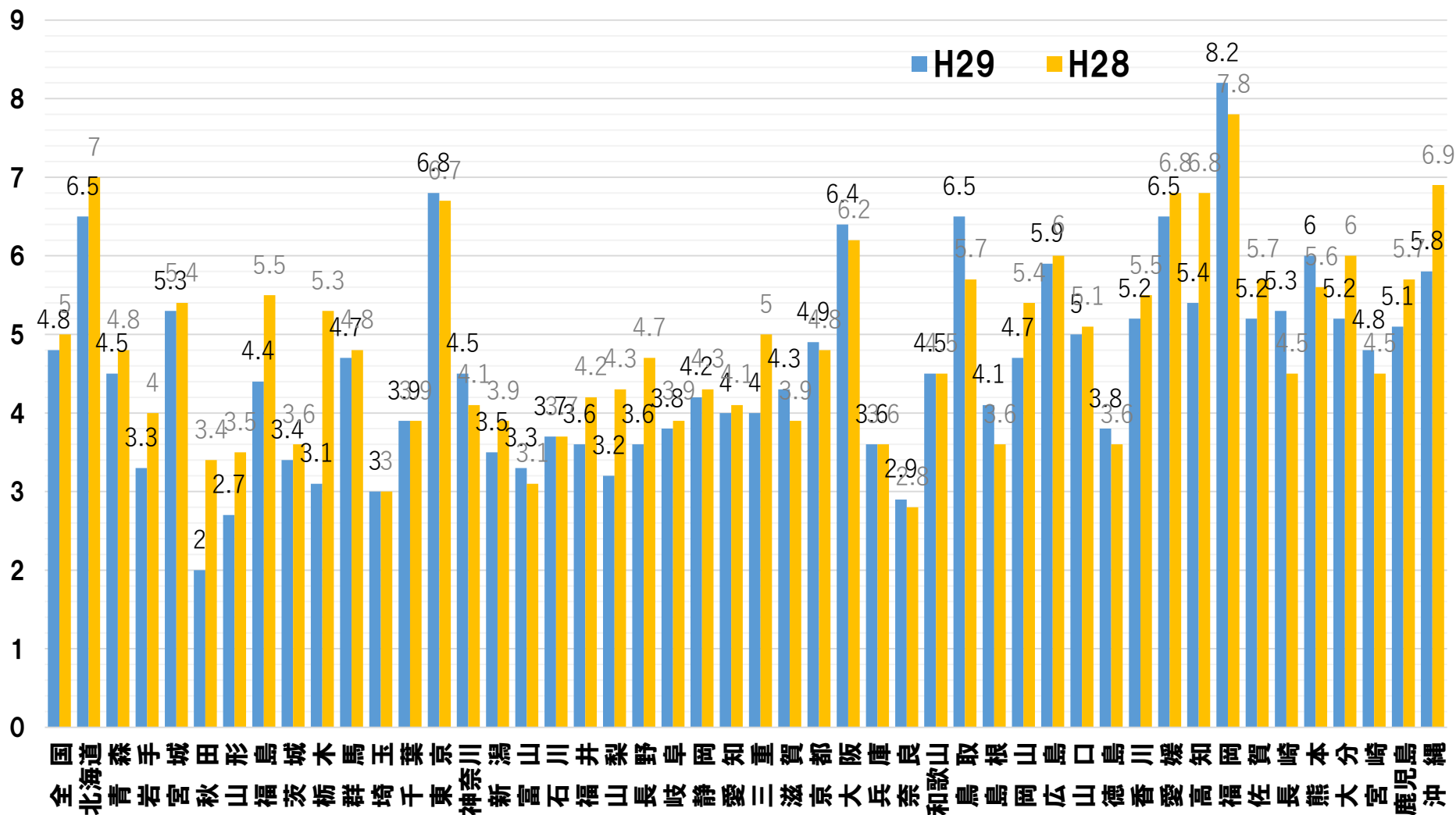
平成28年度衛生行政報告例より作図

若年者ほど、体に負担のかかる中絶手術を受けている



平成30年9月26日超党派「成育医療等基本法成立に向けた議員連盟」 第5回総会
日本産婦人科医会常務理事 安達知子先生講演資料より

19歳以下の人工妊娠中絶率(女子人口千対) 都道府県別(H29、H28の比較)



背景説明 児童生徒を取り巻く状況の変化

近年、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化は、子供の心身の健康に大きな影響を与えており、学校生活においても生活習慣の乱れ、感染症、アレルギー疾患、いじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題や薬物乱用などの健康課題に加え、ギャンブル等依存症、JKビジネス問題を含む性の逸脱行動などの新たな健康課題等が顕在化している。

目的・目標

- 現代的な健康課題に対し、学校、家庭、地域社会が連携して取り組み、学校保健機能の強化を図ること。
- 学校保健の中核となる養護教諭の資質を向上させること。

(1) 学校における現代的な健康課題解決支援事業

都道府県・指定都市における「課題解決計画」を作成し、その計画に基づき、学校・家庭・地域の医療機関等からなる「地域検討委員会」等を設置し、課題解決に向けた取組を実施する。

都道府県・指定都市教育委員会

「協議会」の開催

- ・「課題解決計画」の策定
- ・地域における課題の把握
- ・支援体制の検討
- ・事業成果の検証
(構成(例))
教育委員会、学校医等、
医療関係者、PTA関係者等

指導・助言

報告

地域における「地域検討委員会」等の設置

- 「課題解決計画」に基づき、具体的な取組を実施
(例)
・地域の教員、保護者、児童
を対象とした講演会の開催
・啓発パンフレットの作成
・課題解決に向けた調査研究
・各学校へ支援チームを派遣

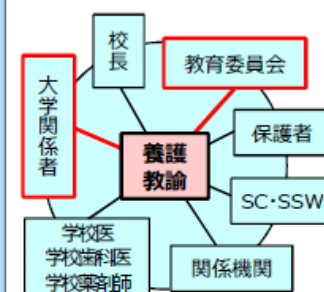


事業成果のとりまとめ

域内に事業成果を普及

(2) 養護教諭育成支援事業

養成・採用・研修の一体的改革が必要との認識の下、都道府県教育委員会若しくは指定都市教育委員会又は養護教諭の免許状に関する教職課程の認定を受けた大学・短期大学の参加を必須とする協議会を設置し、養護教諭の養成・採用・研修の各段階における資質向上策について調査研究を実施する。



(調査研究テーマ例)

- ・養成・研修の基軸となる
育成指標の策定
- ・育成指標に基づく研修
プログラム等の開発
- ・シラバスの見直し …etc



全国に調査研究成果を普及

成果、事業を実施して
期待される効果

「組織体制」と「人材育成」の両面を総合的に支援をすることにより、
さらなる学校保健の充実が期待される

参議院厚生労働委員会 令和元年5月16日

産婦人科医等を外部講師に招いた性に関する教育、
オンライン診療の適切な運用等について質問



「オンライン診療の適切な実施に関する指針」第1回見直し(案)のポイント

- 近年の情報通信技術等の著しい進歩により、オンライン診療に対する現場の要請が高まってきたことに伴い、平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が発出された。
- 規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）においては、オンライン診療のルールに関して技術の発展やエビデンスの集積状況に応じて、ガイドラインを少なくとも一年に一回以上更新するとされており、今回初めての改訂を行なったもの。

1. 指針の対象

オンライン受診勧奨、遠隔健康医療相談における医学的判断や医療相談の内容、実施可能な行為について、一部不明瞭な点がある



- 遠隔健康医療相談の実施者を医師と医師以外に分けて整理
- **実施可能な行為の対応表**の作成
- 患者が看護師等という場合において、**医師が看護師等に診療の補助行為を指示する場合は指針の対象**

2. オンライン診療の提供に関する事項

初診対面診療の原則の例外とする状況について、より現実に即した検討が必要



- 地域の常勤医が1人のみである場合等において、**医師の急病等により代診を立てられず患者の診療継続が困難となる場合**、二次医療圏内における他の医療機関の医師が初診からオンライン診療を行うことが可能
- 主に**健康な人を対象にした診療（健診等）**で、対面診療においても一般的に同一医師が行う必要性が低いと認識されている診療を行う場合は、**特定の複数医師が交代可能**
- **患者が医師という場合**、情報通信機器を通じて診療を行う**遠隔にいる医師は初診可能**

初診対面診療の原則の例外とする診療内容に関して、禁煙外来以外の検討が必要



- 一定の条件の下（※）で**緊急避妊薬も初診対面診療の例外として初診から処方可能**
（※）十分に対面診療を促しながらも、地理的要因がある場合や女性の心理的な状態にかんがみて対面診療が困難であると判断した場合のみ

現にオンライン診療を行っている場合に生じた症状に対し、より柔軟な対応が必要



- 新たな症状の変化があった場合において、**速やかな受診が困難かつ、発症が容易に予測され、あらかじめ診療計画に記載がされている場合**、医薬品を処方する事が可能

3. オンライン診療の提供体制に関する事項

患者が医療関係者という場合について、整理が必要



- 患者が看護師等という場合のオンライン診療に関して（D to P with N）
 - ・ **医師は、オンラインで看護師等に診療の補助行為を指示することが可能**
 - ・ **看護師等は、注射や点滴等の治療行為や新たな症状等に対する検査を実施可能**
- 患者が医師という場合のオンライン診療（D to P with D）
 - ・ **患者のそばにいる医師は、すでに直接の対面診療を行っている主治医等とする**
 - ・ 遠隔にいる高度な技術・専門性を有する医師による診察・診断・手術等が可能
 - ・ **診療の責任主体は、原則として従来から診療している主治医等にある**

なりすまし医師によるオンライン診療の実施など、不適切なオンライン診療の報告がなされている



- オンラインシステム事業者、医師、患者それぞれの**責務を明確化するほか、医師、患者双方の本人確認を徹底**

難聴対策推進議員連盟

設立趣意(要旨)

先天性、後天性、加齢性など原因別のきめ細かな難聴対策を推進すること等を目標に設立。

これまでの経緯

2019年4月10日 設立総会

テーマ：「患者の立場から見たわが国の難聴児対策について」、「海外の難聴医療について」

2019年5月15日 第2回総会

テーマ：「WHOにおける難聴対策の現状について」、「わが国における難聴対策の現状について」

2019年5月28日 第3回総会

テーマ：「日本耳鼻咽喉科学会の取り組みについて」、「自治体単位での先進的取り組みの紹介（長野県、静岡県）」

2019年6月4日 第4回総会

テーマ：「療育、手話、言語聴覚士の課題について」、「小児期に関する中間提言とりまとめ」

2019年6月6日 厚生労働大臣、文部科学大臣への提言申し入れ

2019年6月6日提言（新生児期・小児期）

先天性難聴は、1000人に1人と、先天性疾患の中でも発生頻度が高いにもかかわらず、公費負担による新生児聴覚検査の実施率は低く、また新生児難聴をめぐる医療体制、療育体制、教育体制などには地域により差がみられる。新生児期・小児期の難聴対策の充実を強く要望する。

今後の予定

- 2019年7月以降 認知症予防、補聴器等の医療機器も含む高齢者の難聴対策
- 2019年末 難聴対策の理念「ジャパン ヒアリング ヴィジョン」（仮称）発表

議員連盟役員(一部)

会長	石原伸晃
会長代行	上川陽子
会長代理	富岡勉
副会長	武見敬三
幹事長	大塚拓
常任幹事	羽生田たかし
幹事	安藤たかお
	今井絵理子
事務局長	自見はなこ
事務局次長	宮路拓馬



▲2019.4.10設立総会



▲2019.6.6柴山文科大臣への提言



▲2019.6.6根本厚労大臣への提言

3. 安全・安心な暮らしの確保等

子どもを産み育てやすい環境づくり

○「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

1,305億円(1,084億円)

- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備
- 保育士宿舎借上げ支援の拡充、保育所等へのICT導入支援による保育士の業務負担軽減
- 保育所等の医療的ケア児の受入促進、園外活動時の安全確保
- 認可外保育施設の保育の質の確保・向上、認可保育所等への移行支援
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備 等

○児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

1,725億円(1,637億円)

- 児童相談所の設置促進・抜本的体制強化、弁護士・医師・警察OBの配置促進、SNS等を活用した相談窓口の推進、児童福祉司等の研修充実
- 一時保護所の環境改善・体制強化、通園・通学の促進、学習支援体制の確保
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点等による見守り活動の推進、訪問支援の充実
- 情報共有システムの構築、保護者支援プログラムの推進、親権者等による体罰禁止の広報啓発
- 里親家庭への24時間の相談対応・緊急対応、特別養子縁組の民間あっせん機関の支援体制の強化
- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進、施設退所者等による自助グループへの支援拡充
- 婦人相談所における児童相談所との連携強化、SNSを活用した相談支援の充実 等

※ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

○母子保健医療対策の推進

299億円(268億円)

- 子育て世代包括支援センターの設置促進
- 若年妊婦等へのSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所確保、医療機関の同行支援等
- 多胎妊産婦への経験者による相談支援、育児サポーター派遣等
- 子どもの死因究明のためのデータ収集・検証等のモデル実施 等

○ひとり親家庭等への自立支援

1,782億円※(2,237億円)

- ひとり親家庭への相談支援体制の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等への修学期間中の生活費等の追加 等

※ 令和2年度要求額の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回→6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したこと等による。

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

○断らない相談支援を中核とする包括的支援体制の整備促進 58億円(28億円)

- 複合化・複雑化した課題等を受け止める断らない相談支援、地域における伴走体制の整備、多様な参加支援の推進 等

○生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化 527億円(439億円)

- 自立相談支援のアウトリーチ等の充実、就労準備支援等の広域実施促進
- ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化、中高年を対象とした居場所づくり、ひきこもり支援に携わる人材養成研修 等

○成年後見制度の利用促進

11億円(3.5億円)

- 中核機関整備や市町村計画策定の推進、後見人等の意思決定支援研修、任意後見等の広報・相談体制の強化 等

障害児・者支援、自殺総合対策、依存症対策の推進

○障害児・者支援の推進

676億円(573億円)

- 障害福祉サービス事業所等の整備、地域生活支援の拡充、農福連携の推進
- 新生児聴覚検査及び難聴児早期支援の推進、児童発達支援センターの地域支援機能強化等によるインクルーシブな支援の推進、医療的ケア児への支援の拡充
- 障害者の芸術文化活動の支援、読書環境の向上
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害福祉分野のロボット・ICT等の導入支援 等

○自殺総合対策の推進

35億円(31億円)

- 指定調査研究等法人による調査研究・地域の取組支援等の推進 等

○依存症対策の強化

12億円(8.1億円)

- ゲーム障害も含めた依存症対策に携わる人材の養成、依存症に関する普及啓発
- 地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援 等

安心できる年金制度の確立

○持続可能で安心できる年金制度の運営 12兆1,260億円(11兆9,807億円)

その他の主要施策

○戦没者遺骨収集等の推進

30億円(24億円)

- 現地調査の増、DNA鑑定の体制整備、新たな鑑定技術の研究・活用 等

○被災地における心のケア支援、福祉・介護サービス提供体制の確保

被災者支援総合交付金167億円の内数等(177億円の内数等)

○統計改革の推進

20億円(14億円)

- 職員研修の強化、統計作成プロセスの分析・標準化、民間人材の活用 等

○厚生労働省改革の推進

1.0億円

令和2年度予算 厚生労働種概算要求にて、大幅増！！

- 新生児聴覚検査及び聴覚障害児支援の推進予算が、
前年度4900万円

約1.3倍！

6億5000万円



聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、市町村において新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援。

また、保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う地域の巡回支援などの聴覚障害児支援のための中核機能の整備や、市町村における手話通訳等の体制整備などにより、聴覚障害児の早期支援の推進を図る。

新生児聴覚検査の体制整備事業

(令和元年度予算) (令和2年度要求額)
49百万円 → 436百万円

要 旨

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。(平成29年度創設)

事業内容

- 新生児聴覚検査に係る行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関等による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等により、都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の整備を図る。
(実施主体:都道府県、補助率1/2、R2要求基準額(案):2,373千円)

H30年度実施都道府県:34都道府県

都道府県

＜都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の確保＞

- 医療機関や教育機関などの関係機関等による協議会の設置
- 医療機関従事者等に対する研修会の実施や新生児聴覚検査のパンフレット作成等による普及啓発
- 県内における事業実施のための手引書の作成 など



支援

市町村

＜新生児聴覚検査の実施＞

- 新生児聴覚検査に対する公費助成の実施(※地方交付税措置)
- 新生児訪問等の際に、母子健康手帳を活用し、新生児聴覚検査の実施状況の把握及び要支援児や保護者に対するフォローアップ など



※新生児聴覚検査…新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査。

課題

- 新生児期に聴覚検査を受検することは、難聴の早期発見・早期療育のために有効であるが、市町村において、新生児聴覚検査の実施率の把握ができておらず、また、把握しても、必要な医療や療育機関等へ早期に繋げられていないなどの課題がある。
- そのため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援する。

新生児聴覚検査体制整備事業の拡充

【1. 都道府県新生児聴覚検査管理等事業の実施】

- 実施主体：都道府県or都道府県内の聴覚に関する治療や療育の機能を持つ中核的な医療機関に委託も可。
- 実施担当者：看護師、助産師、言語聴覚士 ■補助単価（案）：10,000千円 ■補助率（案）：国1/2、都道府県1/2

①. 検査結果の情報集約と、医療機関・市町村への情報共有・指導等の実施

- 産科医療機関等や市町村から、新生児に関する聴覚検査結果を集約し、検査結果を把握するよう市町村へ指導することや他の精密検査実施医療機関等への治療や療育等の依頼等を行う。また、必要に応じ、直接訪問指導も実施。

②. 電話・面接相談や、産科医療機関・市町村からの相談対応

- 難聴と診断された子を持つ親等からの相談や照会への対応を実施。
- 産科医療機関や市町村からの、聴覚に関する専門的な照会や療育機関との連携について、相談対応の実施。

③. 産科医療機関等の検査状況・精度管理業務

- 管内の産科医療機関を定期的に訪問し、検査機器の有無や検査の実施方法や精度等の確認を実施。

【2. 聴覚検査機器の購入補助】

- 小規模の医療機関等が聴覚検査の機器（自動ABR）を購入する際の補助を実施。
- 実施主体：都道府県 ■補助単価（案）：3,600千円 ■補助率（案）：国1/2、都道府県1/2

<事業イメージ：都道府県新生児聴覚検査管理等事業>



ワクチン勉強会

概要

平成25年に予防接種法が改正されてから約6年が経過。災害時の安定供給やワクチンギャップ等の課題に対処し、国民が安心して予防接種を受けることができる環境の整備を推進するため議論を重ね、予防接種法、感染症予防法の問題点を洗い出していく。

開催実績

第1回 (2019年5月30日)

「わが国におけるワクチン行政の現状と課題について」岡部信彦 川崎市健康安全研究所所長、厚生労働省

第2回 (2019年6月25日)

「予防接種法改正を見据えた日本小児科学会からの提言」岡田賢司 日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会委員長

「ワクチン接種現場における話題・問題」峯真人 日本小児科医会理事



【呼びかけ人代表】
自見はなこ

【呼びかけ人】
<衆議院議員>
橋本岳、今枝宗一郎、三ツ林裕巳、大隈和英、
大野敬太郎、村井英樹、田畑裕明、堀内詔子、
安藤たかお、国光あやの
<参議院議員>
福岡資麿、馬場成志、三宅伸吾 (敬称略)

◀第2回勉強会にて

「乳児用液体ミルクの普及を考える会」

発起人：野田聖子、田村憲久、金子恭之、森まさこ、大沼みずほ、吉川ゆうみ、木村弥生、自見はなこ、(敬称略)

- 乳児用液体ミルクに関しては、国内での厚生労働省所管の食品衛生法の法令において成分規格等が設定されておらず、消費者庁所管の表示許可基準も設定されていなかったため、国内で母乳代替品としての製造・販売ができない状態が続いていた。
- 平成28年4月の熊本地震において、日本フィンランド友好議員連盟(現会長：森まさこ参議院議員)が中心となり、緊急的にフィンランド製液体ミルク約5000パックを保育施設で配布した。
- 平成28年5月に「乳児用液体ミルクの普及を考える会」(呼びかけ人代表：野田聖子衆議院議員)を発足し、国内での製造販売に向けて、議員活動を継続してきた。

平成30年8月8日

法令改正を実現しました！

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に規格基準を追加(厚生労働省)
特別用途食品における乳児用液体ミルクの許可基準(告示)を設定(消費者庁)

平成28年12月21日

日本防災士会からも早期実現の要望書！

日本防災士会地方議員連絡会から塩崎恭久厚生労働大臣・橋本岳厚生労働副大臣
に乳児用液体ミルク解禁への協力要請書を手交

平成30年11月19日

北海道胆振東部地震を受けて、動きました！

日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)「赤ちゃん防災プロジェクト」始動

平成31年1月31日

厚生労働省から承認がありました！

江崎グリコ(株)、明治(株)の各1製品について、安全規格に係わる厚生大臣承認

平成31年3月5日

消費者庁から許可がありました！

江崎グリコ(株)、明治(株)の各1製品について、健康増進法に基づく表示を許可

国内初の乳児用液体ミルク発売！今後の普及にも尽力します！

平成29年7月11日
塩崎厚労大臣(当時)
に申し入れを行う



▲平成30年11月19日、厚生労働省にて、赤ちゃん防災プロジェクト発足記者会見。中村丁次日本栄養士会長(左から3人目)をはじめ、自治体での取り組みをリードする成澤廣修文京区長(左端)とも連携して、これからも頑張ります！



赤ちゃん防災プロジェクト

～JAPAN PROTECT BABY IN DISASTER PROJECT～

赤ちゃんにとって**最良の栄養源は母乳**です。

災害大国の我が国にあって、災害の時に大事なことは、ママと赤ちゃんが元気であることです。ママが疲れてしまい、母乳が減ったり、一時的に止まったりした場合には、おっぱいを吸わせられるよう、安心して授乳できるプライベートな空間を確保できるよう配慮しましょう。吸わせ続けることで、また出てくるようになります。

また、母乳不足や母親の疲労が認められる等、総合的に母子の状況を判断し、必要に応じて母乳代替食品による授乳を検討することも大切です。

母乳の代替食品である粉ミルク※₁と液体ミルク※₂を使い捨て哺乳瓶や乳首等を災害時に備えておくのは特に生後6カ月未満の赤ちゃんの命を守るためには大変重要なことです。

日本栄養士会災害支援チームは、災害時の赤ちゃんの命を守るために、**「赤ちゃん防災プロジェクト」**を発足しました。



※1:乳児用調製粉乳 ※2乳児用調製液状乳

【主体(事務局)】日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)

【特別協力】特定非営利活動法人 日本防災士会

【後援】

内閣府政策統括官(防災担当)、厚生労働省、農林水産省、総務省消防庁、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益社団法人日本産婦人科医会、一般社団法人日本周産期・新生児医学会、公益社団法人日本小児科医会、公益社団法人日本小児科学会、一般社団法人日本小児救急医学会、公益社団法人日本小児保健協会、一般社団法人日本新生児成育医学会、公益社団法人日本母性衛生学会、一般社団法人日本乳業協会

赤ちゃん防災プロジェクト概要

災害時の乳幼児の栄養確保と保護の観点から、授乳婦や乳幼児に対する避難所の環境整備および母乳代替食品(粉ミルク※₁・液体ミルク※₂)の備蓄、提供について、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)が主体となり、関係機関・団体等との連携のもと、推進してまいります。

①手引きの作成・配布

災害時における乳幼児の栄養支援に関する手引きの作成および周知、「災害時に乳幼児を守るための栄養ハンドブック」を作成し、自治体等を通じた周知や配布を行います。

②災害時の乳幼児の栄養・食支援に向けた地域防災活動の支援

特定非営利活動法人日本防災士会と連携し、地域の防災計画における備蓄推奨や、研修会実施等の地域防災活動の支援を行います。

③母乳代替食品(粉ミルク※₁・液体ミルク※₂)の備蓄推進、災害発生時の特殊栄養食品ステーションを通じた搬送と提供

平時の各地域における災害対策活動において、母乳代替食品(粉ミルク※₁・液体ミルク※₂)の備蓄推奨を行います。また、災害発生時には特殊栄養食品ステーションを通じた搬送や提供を行います。

※1:乳児用調製粉乳 ※2乳児用調製液状乳

「赤ちゃん防災プロジェクト」発表

日本栄養士会 災害支援チーム

平成30年11月19日 厚生労働省にて記者会見



液体ミルク 災害備蓄へ

製品化 来春にも発売

日本栄養士会などがつくる「赤ちゃん防災プロジェクト」は19日、厚生労働省で記者会見し、乳児用液体ミルクを災害時の救援物資として備蓄する取り組みを進めると発表した。大手菓子メーカー「江崎グリコ」が液体ミルクの製品化に成功し、来春にも国内での販売が始まる見通しで、普及が加速しそうだ。

液体ミルクは乳児に必要な栄養素を加えた乳製品。成分は母乳に近く、封を開ければ常温のまますぐに飲める。江崎グリコが開発した液体ミルクの試作品（19日、厚生労働省で）

また、一般販売されているが、日本では粉ミルクが主流で、長年販売が認められなかった。2010年の熊本地震でフィリピンから救援物資として被災地に届けられ、解禁への機運が高まった。厚生省が今年8月、液体ミルクの規格基準を定めた改正省令を施行し、国内販売を解禁。これを受け、国内メーカーが製造・販売に向けた検討に入っている。

【午後0時50分 加藤寛治 情報局】

安倍首相の19日（午前）10時31分、皇居帰りの記者会見。46分、出席。11時23分、森田首相、52分、北村内閣情報局。

同プロジェクトは、国内メーカーと連携して避難所への備蓄を進める。江崎グリコによると、商品は紙パック容器で、0.1リットル、4リットル、10リットル、20リットルの4種類。価格は未定だが、粉ミルクより割高になる見通しだ。

【午後0時50分 加藤寛治 情報局】

液体ミルクと粉ミルクの比較

液体ミルク	粉ミルク
- 封を開けてすぐに使える - お湯などを持ち歩く必要がなく、外出時に持ち運びやすい - 哺乳瓶が必要ない商品もある	- 調乳時に必要量を調整できる 1回あたりの価格が液体ミルクに比べて安い
- 開封後は飲みきらなければならず、飲み残しが生じやすい - 価格が粉ミルクに比べ割高	お湯で溶かして冷ます必要があり、すぐに飲ませられない
6か月～1年を想定	約1年半

（未開封）

（開封後）

●液体ミルク知識の普及啓発
●地域防災計画へ

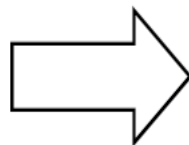


〇プッシュ型支援による物資調達

【対象品目】

プッシュ型支援により被災都道府県に供給する品目は、従来は食料、毛布、育児用調整粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品であったが、令和元年5月の中央防災会議等により、育児用調整粉乳を乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルクにした。

品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
育児用調整粉乳	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレットペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者



品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体ミルク	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレットペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

虐待：「新しい社会的養育ビジョン」と 「児童の養護と明るい未来を考える議員連 盟」



加藤厚生労働大臣へ緊急申し入れ



参議院厚生労働委員会にて 虐待について質問



ご静聴ありがとうございました

ラジオ番組 放送中!

すくすく育て★
★子どもの未来
健康プロジェクト

《出演》

白見はなこ

番組ナビゲーター

ニッポン放送 毎週日曜 6:04~6:13 放送

ABCラジオ 毎週日曜 6:20~6:29 放送

九州朝日放送 毎週土曜 6:15~6:24 放送

